平成２８年（フ）第３４４号
京都市下京区六条通若宮東入若宮町530番地
債務者　川勝　完三
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　敏志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７０号
大阪市阿倍野区天王寺町北１丁目８番47―917号
債務者　山下　義之
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　雅彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９４号
福岡市西区姪の浜２丁目29番１―317号
債務者　豊田　正剛
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川副　正敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月16日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成28年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３４０号
函館市花園町42番８―505号
債務者　大野　貴久
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２０４号
山形県天童市中里６丁目６番23号
債務者　鈴木たき子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１８号
岐阜県大垣市赤坂町2992番地９
債務者　馬渕　　武
1　決定年月日時　平成28年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第７号
岐阜県養老郡養老町滝見町170番地101
債務者　北村　房恵
1　決定年月日時　平成28年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１８４０号
名古屋市西区砂原町56番地
債務者　栗木　保彦
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２９４号
埼玉県加須市諏訪１丁目９番24号　古沢Ｅ棟
債務者　森本　美佐
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４３３号
埼玉県川口市安行出羽３丁目３番３号　プラセール103号
債務者　湯田奈緒美
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４４５号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地２―６―307
債務者　新屋　　晃
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０号
埼玉県朝霞市三原４丁目12番32号　高須コーポ203
債務者　高松　徹哉
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４６８号
さいたま市南区大字大谷口5690番地２
債務者　高橋美佐恵
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５０４号
埼玉県新座市西堀１丁目11番41号　メゾンマチエール202号室
債務者　吉野　陽子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９号
埼玉県朝霞市三原３丁目３番12号　石田荘101号
債務者　幅口　　崇
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１号
埼玉県越谷市北越谷５丁目５番21号　エーデルハイツ201号
債務者　鈴木　健宏
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
埼玉県草加市瀬崎１丁目13番５―203号
債務者　太田瀬　務
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係